

横浜市十日市場駅周辺地区交通安全特定事業計画

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、横浜市十日市場駅周辺地区バリアフリー基本構想に即して、横浜市十日市場駅周辺地区交通安全特定事業計画を次のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添周辺地図参照）

(1) 経路1

市道十日市場67号、74号、131号、435号、436号、437号

総延長821メートル

十日市場南口からプロムナードを抜けて住宅地まで

(2) 市道十日市場59号、66号

総延長235メートル

プロムナードから商業施設及び文化施設まで

(3) 市道十日市場66号、68号、137号、140号

総延長250メートル

プロムナードから商業施設及び地域ケアプラザまで

2 前期道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 交通安全特定事業の内容

ア 違法駐車取締りの強化

イ 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進

ウ 標識・標示の視認性の確保

曲損標識や老朽化標示などの補修

エ 交通規制の実施

既存の交通規制の継続実施

オ 自転車利用マナー向上の啓発活動の実施

(2) 実施予定期間

過去から実施しているもので、継続的に実施する。

3 地点ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施期間

(1) 横浜信用金庫十日市場支店前交差点

十字路交差点の西側及び北側に横断歩道を新設する。

(2) ダイエー十日市場店前交差点

十字路交差点の東側及び南側に横断歩道を新設する。

(3) 実施予定期間

平成33年度までに設置

